

# 山口県報

平成22年  
5月28日  
(金曜日)

## 目次

- 告示  
解除予定保安林(下関市)(森林整備課).....
- 公告  
特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民生活課).....
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(県民生活課).....
- 土地改良区役員の届出(農村整備課).....
- 県営熊ヶ迫地区ため池等整備事業計画書の縦覧(農村整備課).....
- 監査告示  
外部監査人の補助者の氏名等.....



### 山口県告示第百三十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、農林水産大臣から保安林の指定を次のとおり解除する予定である旨の通知があった。

平成二十二年五月二十八日

山口県知事 二井 関成

- 一 解除予定保安林の所在場所  
下関市富任町一丁目四四五の四から四四五の一まで(以上八筆国有林)
- 二 保安林として指定された目的  
風害の防備
- 三 解除の理由

道路用地とするため



### (二六七) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十二年六月三十日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県周南県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十二年五月二十八日

山口県知事 二井 関成

- 一 申請のあった年月日  
平成二十二年四月三十日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
名 称 碧い鈴  
代 表 者 の 氏 名 片岡加寿子  
主たる事務所の所在地 下松市桜町一丁目一四番一号
- 三 定款に記載された目的  
高齢者等に対する、生きがいサービス、介護保険制度による介護サービスなどの高齢者福祉に関する事業及び、障害者等に対する障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスなどの障害者福祉に関する事業を行い、また市民の生命と財産を犯罪から守るために地域の防犯パトロールを軸とした犯罪防止事業を展開し、介護福祉・地域社会及びその安全に寄与すること、また、ひきこもり当事者やその家族に寄り添い、共に展望をひらいていくこと。

### (二六八) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書は、平成二十二年七月十二日までの間、山口県環境生活部県民生活課

及び山口県周南県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十二年五月二十八日

山口県知事 二井 関 成

一 申請のあった年月日

平成二十二年五月十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人NPOメビウス

代 表 者 の 氏 名 河本 博文

主たる事務所の所在地 周南市松保町八番一号

(一六九) 土地改良区の役員の氏名及び住所の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の氏名及び住所の届出がありました。

平成二十二年五月二十八日

山口県知事 二井 関 成

一 就任した役員

土地改良区の名称 理事の別 氏 名 住 所

秋穂土地改良区 監 事 中村 信義 山口市秋穂東五一五八の七

” ” 藤松 茂 ” ” 二六五六

” ” 福江 史朗 ” ” 秋穂西二〇二九の三

二 退任した役員

土地改良区の名称 理事の別 氏 名 住 所

秋穂土地改良区 監 事 中村 信義 山口市秋穂東五一五八の七

” ” 道中 久 ” ” 二二三三

” ” 徳久 誠 ” ” 秋穂西二二〇〇

(一七〇) 県営熊ヶ迫地区ため池等整備事業計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、県営熊ヶ迫地区ため池等整備事業を行うための土地改良事業計画を定めたので、同条第五項

の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成二十二年五月二十八日

山口県知事 二井 関 成

一 縦覧に供する書類

県営熊ヶ迫地区ため池等整備事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十二年五月三十一日から同年六月二十一日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課



山口県監査委員告示第一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の三十二第二項に規定する監査の事務を補助する者の氏名及び住所並びに当該者が当該事務を補助できる期間は、次のとおりである。

平成二十二年五月二十八日

山口県監査委員

氏 名 住 所 期 間

水谷 芳昭 下松市旗岡五丁目六番二七号 平成二十二年五月二十八日から平成二十三年三月三十一日まで

田中 博之 下関市形山みどり町六番六号 ” ”

古林 照己 下松市北斗町三番一〇〇三三三 ” ”

天羽 満則 岩国市昭和町一丁目一〇番一〇号 ” ”

兼氏 憲明 宇部市松山町一丁目一三番一号 ” ”

品川 充洋 広島県廿日市市串戸一丁目八番一五〇三三 ” ”

森永 晃仁 光市中村町二七番一四一〇二号 ” ”

寺田 寛 山口市宮野下七九の四 ” ”

平成二十二年五月二十八日印刷

平成二十二年五月二十八日発行 発行所 山口県庁